

生徒心得

この生徒手帳及び身分証明書は常に携帯し、提示を求められた時は、いつでも提示できるようにしておくこと。

1 教科学習について

(1) 教科・科目の履修

本校の生徒は、各学年において前頁に示す教科・科目を履修しなければならない。

(2) 時間割

登校 8:30(朝学習開始)		
通常(50分)		短縮(40分)
8:35 ~ 8:45	S H R	8:35 ~ 8:45
8:45 ~ 9:35	第1時限授業	8:45 ~ 9:25
9:45 ~ 10:35	第2時限授業	9:35 ~ 10:15
10:45 ~ 11:35	第3時限授業	10:25 ~ 11:05
11:45 ~ 12:35	第4時限授業	11:15 ~ 11:55
12:35 ~ 13:20	昼休み	11:55 ~ 12:40
13:20 ~ 14:10	第5時限授業	12:40 ~ 13:20
14:20 ~ 15:10	第6時限授業	13:30 ~ 14:10
17:00 一般生徒下校・部活動終了		
17:15 完全下校		

(3) 試験と成績評価

年間に行われる一斉試験は次の通りである。

- 1学期……中間試験 2学期……中間試験
……期末試験 ……期末試験
3学期……学年末試験

期末の成績は、中間試験、期末試験のほかに平常のテスト、提出物、平常の学習状態などを参考にして、1, 2年生のⅠ, Ⅱ学期の評価は10段階とし、1, 2年の学年末と3学年の全ての評定は5段階とする。

《試験中の生徒心得》

- ① 試験中は出席番号順に座る。ただし3年生で選択科目受験者は、出席簿順に座る。
- ② 各時限始まりの合図前に必ず着席している。
- ③ 机の中には何も入れない。下敷・筆箱の使用は禁止。

- ④ 終了後、監督の先生が答案用紙の確認をするまで座って静かに待つ。
- ⑤ 不正行為は絶対に行わない。
- ⑥ 試験1週間前および試験中は、各職員室への出入りは、許可を得ること。

2 特別活動について

特別活動とは、教科以外の学校活動のすべてを指すもので、ホームルーム活動・部活動およびこれらを統合する生徒会活動や文化祭・体育祭などの行事もこれにはいる。これらはいずれも先生の指導の下に生徒が自発的に活動するもので、教室における授業と共に学校教育の大切な部分であるから、生徒は積極的にこれに参加しなければならない。

(1) ホームルーム活動について

学校を形作っている単位はホームルームである。生徒はいずれかのホームルームに所属し、学級担任の指導のもとに立派な学校生活を送るためのホームルーム作りに努めなければならない。何でもわからないこと、心配なことがあったら学級担任に相談し、ホームルームの友人の協力によって解決するように努めるがよい。

(2) 生徒会と部活動について

本校生徒はすべて本校生徒会に所属する。したがって常に生徒会の活動に積極的に関心をもち、その役員選挙などにも進んで立候補するぐらいの気構えをもちたいものである。また部は生徒会の下部組織である。生徒はいずれかの部に入って、正しく明るい部活動を通して人間形成に努めなければならない。

3 通学について

(1) 始業、終業時刻は下記の通りである。

始業 8:30

終業 15:10

(2) 一般生徒の下校時間は17:00である。図書館で勉強するものと部活動を行うものも同じである。

(3) 登校後、外出の必要のある場合は、学級担任の許可を

得て、外出許可証を携行すること。

(4) 出欠席については、次のことを心得ておくこと。

① 欠席・遅刻・早退の場合は事前に保護者から学校に連絡する。やむを得ない場合は、事後に学級担任に届け出ること。なお病気で早退するときは、保健室の承認を得てから学級担任に連絡すること。

② 1週間以上の病気欠席者は医師の診断書を提出し、時々病気の症状を学校に通知すること。

③ 学校感染症(麻しん、水痘、耳下腺炎、腸パラ、赤痢、流行性結膜炎、結核など)にかかった時は、医師の証明を提出することにより出席停止扱いとなる。又登校する場合は治癒証明を提出する。

④ 親族内に不幸のあった場合は、下の基準により忌引取扱いを受ける。

父母 7日以内 兄弟姉妹 3日以内

祖父母 3日以内 伯(叔)父母 1日以内

警報等の発令に伴う措置について

下記のいずれかの地域に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「高潮」の警報が発令された場合、以下の措置をとりま
す。(注意報ではありません)

*対象地域

「葛飾区、墨田区、江戸川区、足立区、江東区、台東区」

1 7:00において発令されていない場合 8:30登校
(平常どおり)

2 7:00において発令されている場合 自宅待機
その後

9:00において解除されている場合 10:30登校

11:30において解除されている場合 13:00

11:30において解除されていない場合 終日休校

(5) 交通事故防止上、通学学校行事及び部活動等におけるバイク使用は禁止する。

[補則]

バイク通学に関する規定

以下を生徒指導部の特別指導の対象とする。

① 学校にバイク・車を使用(同乗)して登校した場合。

(平日、休日、私服、制服は問わず指導の対象とする。)

② 授業時間(8:30～15:30)と登下校にかかる時間帯に学校付近でバイク・車を使用(同乗)した場合。

(選択で授業のない者、一度帰宅した者、欠席、早退、遅刻者も指導の対象とする。)

③ 制服を着てバイク・車を使用(同乗)した場合。

(日・休日:使用した場所は問わず指導の対象とする。)

④ 参加すべき学校行事、生徒会活動の時間と、登下校又は集合・解散場所から自宅までにかかる時間にバイク・車を使用(同乗)した場合。

(一度帰宅した者、欠席、早退、遅刻者も指導の対象とする。また、平日、休日、使用した場所は問わず指導の対象とする。)

※生徒会活動には、委員会・部活動も含まれる。

⑤ 指導は1回目校長説諭、2回目以降謹慎指導となる。

4 授業料・諸費の納入及び証明書の発行について

(1)授業料は、「預金口座振替」か「納入通知書により金融機関へ納付」の、いずれかの方法により、所定の期日までに納入すること。諸費は、「預金口座振替」(納入通知書による納付はできません)により、所定の期日までに納入すること。

(2)諸証明書(在学証明書、旅客運賃割引証など)の発行は、発行申請書等の所定様式に必要事項を記入し、経営企画室窓口へ提出する。発行は、申込日の翌日の放課後以降とする。

5 所持品について

(1)所持品には必ず記名し、紛失を防ぐこと。貴重品はなるべく所持せず、止むを得ない時は、貴重品袋に入れて学級担任に預けること。

(2)紛失物、拾得品があった時は、必ず生徒指導部遺失物係の先生に届けること。

6 保健衛生について

(1)睡眠、食事に注意し、規則正しい生活で健康の保持増

進に努めること。

(2) 冬期インフルエンザの流行を防ぐため手洗い、うがいを励行し、教室の換気に注意すること。

(3) 常に校舎内、身の回りの清掃、整とんに注意する。

7 服装に関する規則

(1) 服装は学校指定の制服を着用する。

(2) 男子の制服は指定のブレザー・スラックス・白ワイシャツとし、ネクタイを着用する。夏季は上着を脱ぎ、白ワイシャツまたは指定のポロシャツを着用する。

(3) 女子の制服は指定のブレザー・スカートまたは女子用スラックス・白ブラウスとし、リボンまたはネクタイを着用する。夏季には上着を脱ぎ、指定のスカートまたは女子用スラックス・白ブラウスまたは指定のポロシャツを着用する。

(4) 冬服着用期間は10月1日から翌年5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。ただし、10・5月は調整期間とし、夏・冬どちらの服装でもかまわない。

(5) 登下校は必ず靴履き(ローファーかそれに類する革靴、または運動靴に限る。ブーツ、サンダル類は認めない。)とし、校内では上履き(指定)、体育館履き(指定)、下履き(その他の運動靴)の区別を厳守する。

(6) 異装をする場合は、必ず学級担任に届け出て許可を得る。

(7) すべての服装は質素・清潔に心がけ、華美・粗野に流れないように留意する。

(8) 頭髪については、原則として手を加えないこと。染毛・脱色などは禁止する。

[補則]

冬服着用期間中、ブレザーの下にセーターの着用を認める。ただし、

① 白ワイシャツ(女子は白ブラウスまたは白ワイシャツ)の襟がかくれぬもの、従ってVネックまたはそれに類するものを着用する。

② 無地で色は白、黒、茶、灰、紺、ベージュにかぎる。制服に手を加えて形を変えたりすることを禁止する。

男子の夏季の制服の場合、白のワイシャツは必ずズボンの中に入れて着用する。また、女子は、ブラウスやワイシャツの襟を折り込んだり、胸を大きく開けたりするような着方はしない。

女子の靴下は、白または紺系統が望ましい。

化粧品やそれに類似するものをつけてはいけない。

ピアス・付け爪・ジェルネイル・派手なマニキュア等華美な爪の装飾、エクステなどの装飾品を身につけてはいけない。

8 諸届けについて

(1) 下記の諸届けは決められた様式によって学級担任に届け出ること。(様式は担任より指示をうける)

欠席届, 長期欠席届, 住所変更届, 休学申請書, 臨時外出許可証

(2) 下記諸届は生徒手帳の諸届欄に記入し, 担任, 保護者の認印を受けること。

遅刻・早退・欠課・見学

ただし, 長期見学願は診断書を添付して教科担任へ届け出ること。

(3) 以下の諸届はきめられた形式により学級の担任の印をもらい生徒指導部に届け出ること。

異装許可願, 紛失盗難届

(4) 教室使用願は各教室責任者の承認を得てから生徒指導部に届け出ること。

(5) 特活に関する届(居残り活動, 朝の練習, 休日の活動, 対外試合などの届)は, その3日前までに決められた様式により, 責任者が指導教諭を経て生徒指導部に届け出ること。

(6) 原則としてアルバイトは禁止する。ただし特別な理由がある場合は学級担任に相談すること。

9 禁止事項 及び罰則について

① 違法行為

② 飲酒・喫煙

③ バイク(自動車)通学

- ④ カンニング・不正行為
 - ⑤ 威嚇や暴言
 - ⑥ 暴力行為
 - ⑦ いじめ
 - ⑧ 授業妨害(携帯電話の不正使用等含む)
 - ⑨ 指導無視
 - ⑩ 他人の金品を盗る行為
 - ⑪ 器物破損
 - ⑫ 無断外出
 - ⑬ 危険行為
 - ⑭ 高校生の立入禁止場所への立ち入り
 - ⑮ 金銭の要求・強要
 - ⑯ 賭け事
 - ⑰ 頭髪・身だしなみ(服装・履物)等違反
 - ⑱ 迷惑行為(SNS不適切掲載含む), 他
- これら生徒の本分を乱す者は, 特別指導をうける。

新入生のしおり

生徒指導部より

集団で学校生活を送るには、規律やルールが必要です。

頭髪や服装、その他授業を受ける姿勢についてルールがあり、これらをしっかりと守ることが、より充実した高校生活を送るための基礎となります。以下をよく読んで南葛のルールを理解してください。

1 服 装

- (1) 服装は学校指定の制服を着用します。
- (2) 男子の制服は、ブレザー・スラックス・白ワイシャツとし、指定のネクタイを着用します。
- (3) 女子の制服は、ブレザー・スカートまたは女子用スラックスに白ブラウスまたは白ワイシャツとし、指定のリボンまたはネクタイを着用します。
- (4) 11月1日から4月30日までは、登下校時を含め、必ず上着(ブレザー)を着用します。5月及び10月は調整期間とし、気温によってブレザーを着用したり、脱いだりしてもかまいません。指定のポロシャツも可です。夏季期間は6月1日から9月30日までとします。
- (5) 冬季は制服の下にセーター・カーディガンを着用してもかまいません。
- (6) セーター・カーディガンは無地で色は白、黒、茶、灰、紺、ベージュに限ります。
- (7) 化粧品やそれに類似するものをつけてはいけません。ピアス・付け爪・ジェルネイル・派手なマニキュア等華美な爪の装飾、エクステ、指輪等の装飾品は禁止です。

[補 則]

- ①夏季期間以外の登下校時に上着(ブレザー)を着用していない場合は、指導を行います。
- ②制服に手を加えて形を変えたりすることは禁止です。
- ③ブレザーの左襟に校章をつけます。
- ④指定外のネクタイ・リボンの着用は禁止です。

2 はきもの (サンダル・草履の使用は禁止しています)

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 通 学 用 | 登下校時は革靴やスニーカー等、靴履きです。(指定はありません) |
| (2) 校 舎 棟 | 上履きを使用します。(学校指定で、白ベースに学年色ライン) |
| (3) 体育館棟 | 体育館履きを使用します。(学校指定で、学年色ベースに白ライン) |
| (4) 校 庭 | 運動に適した靴を使用します。グラウンドで革靴の使用は禁止です。 |

3 か ば ん

指定はありません。

4 頭 髪

頭髪の染色、脱色等は禁止しています。染めていなくてもドライヤー・ヘアアイロン・縮毛矯正等人工的に手を加えたことにより、中学時代と比較して大きく変色した場合も頭髪指導の対象としています。

※服装・はきもの・頭髪等、校則違反した場合は指導の対象となります。

5 通 学

(1) 自転車通学

自転車通学を希望する場合は、以下の注意事項を守ることが条件に許可しています。

「(様式⑧)自転車通学許可願」に必要事項を記入の上、書類提出日(3月26日)に提出すること。

(参考資料＝新入生のしおり)

※自転車通学をするにあたっての注意事項

- ①学校のステッカーを自転車後輪の泥よけ（後方から確認できる位置）に貼ること。
- ②指定された駐輪位置（許可番号と同じスタンドまたは場所）に停めること。
- ③交通ルールおよび校則を必ず守ること。従って、次のような行為は厳禁とします。
 - ・自転車の二人乗り（ステップバーの装着）
 - ・雨天時の傘をさしての運転（レインスーツ等を準備してください）
 - ・携帯電話を使用しながらの運転
 - ・イヤホン・ヘッドホンを使用しながらの運転
 - ・無灯火運転
 - ・並走運転
 - ・信号無視や一時停止無視

これらの事項を守れなかった者には、許可を取り消すこともあります。また、自転車保険は任意ですが、事故も多いのでできるだけ加入してください。（学校では斡旋していません）

※校内駐輪台数には限りがあり、学校からの自宅までの距離が1km未満はお断りする場合があります。

(2) オートバイ・自動車通学

通学・学校行事及び部活動等におけるバイク・自動車使用は禁止しています。また、家族・友人等にオートバイ・車で送迎してもらうことも禁止しています。

6 外出禁止

登校してから下校するまで、学校の外へ出ることは禁止しています。ただし、特別な理由がある場合は、担任に外出の許可を得た上で、「外出許可証」を携行すれば外出することができます。

7 昼食

弁当を持参してください。ただし、校内でも飲み物とパン等が購入できます。

8 アルバイト

原則としてアルバイトは禁止です。ただし「特別な理由がある場合」は、必ず担任に相談して下さい。

9 携帯電話

携帯電話（すべての通信機器・携帯型音楽プレーヤーを含みます）等については、校内に持ち込むことはできませんが、授業中は電源を切ってカバンの中にしてにしています。授業中に使用したり、音が鳴ってしまう等、違反した場合は指導の対象となります。また、最近は携帯電話や SNS を使った犯罪などが多く発生し、思わぬところで被害者や加害者になることもあるので注意が必要です。

10 その他

- (1) 自分の持ち物には必ず記名すること。
- (2) 高価な物や必要以上の現金は持ち込まないこと。
- (3) 校舎内の物は大切に扱うこと。
- (4) ロッカー・自転車には必ず施錠すること。

11 入学時に提出するもの

- (1) 個人カード（様式⑨、様式⑩）
- (2) 雑巾 2枚



上履きの例：相手に向けて「漢字」で名前を書きます。
(体操服の刺繍に準じます)
※ハートマークや絵文字、落書をしないこと。アルファベット不可。

以上を入学式当日ホームルーム担任まで提出してください。

